

令和4年度移住定住補助金一覧

分野	事業名	概要・対象者等	料金、補助金等	担当課
1. 移住・定住	民間賃貸住宅家賃助成事業	<p>市内事業所へ通勤している市外在住者の方、もしくは新婚世帯で新たに市内の民間住宅に入居する場合に家賃の一部を助成</p> <p>(1)市内事業所へ通勤している市外在住者                      (2)あらたに市内事業所へ就職する市外在住者                      (3)あらたに民間賃貸住宅に入居する新婚世帯</p> <p>【注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雲南市へ住民票を異動できる方</li> <li>・正職員の方（パート・契約社員、公務員等は除く）</li> <li>・住宅契約後3ヶ月以内かつ住民票異動後1ヶ月以内に申請された方</li> <li>・原則3年間は雲南市内に居住する予定の方</li> <li>・転勤による転入、公営住宅への入居は対象外</li> <li>・過去に雲南市内に居住していた場合、転出後1年以上経過していること</li> </ul> <p>と</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雲南市へ住民票を異動できる方</li> <li>・正職員の方（パート・契約社員、公務員等は除く）</li> <li>・住宅契約後3ヶ月以内かつ住民票異動後1ヶ月以内に申請された方</li> <li>・原則3年間は雲南市内に居住する予定の方</li> <li>・転勤による転入、公営住宅への入居は対象外</li> <li>・過去に雲南市内に居住していた場合、転出後1年以上経過していること</li> </ul> <p>と</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象家賃は、勤務する事業所からの住宅手当を除いた額</li> </ul>	<p>上限2万円／月、                      子育て世帯の場合は上限3万円／月                      （対象経費の2分の1以内）</p>	<p>政策企画部うんなん暮らし推進課                      0854-40-1014</p>
1. 移住・定住	東京23区からの移住支援事業	<p>東京23区在住者または東京23区への通勤者が、雲南市に移住して中小企業等に就職する場合もしくは起業する場合、移住支援金を交付します。</p> <p>【移住元要件】</p> <p>(1) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又東京23区への通勤していた方                      (2) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていた方</p> <p>【移住先要件】</p> <p>(1) 移住支援金の申請時、転入後3か月以上1年以内であること                      (2) 雲南市内に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること</p> <p>【就業要件】</p> <p>(1) 勤務地が東京圏以外の地域に所在すること。                      (2) 就業先が、県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること                      (3) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用</p> <p>【起業要件】</p> <p>(1) 1年以内に県が県起業支援要領に従い実施する起業支援金事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること</p>	<p>単身の場合：60万円                      世帯の場合：100万円（申請日に属する年度の4月1日時点で18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の世帯員1人につき30万円を加算）</p>	<p>政策企画部うんなん暮らし推進課                      0854-40-1014</p>

令和4年度移住定住補助金一覧

分野	事業名	概要・対象者等	料金、補助金等	担当課
2.住まい	子育て世帯定住宅地購入支援事業	子育て世帯が住宅を取得することを目的として民間住宅地を購入する場合に、補助金を交付します。 (1)子育て世帯 (2)民間住宅地の購入 【注意事項】 ・登記が完了していない土地に限る ・子育て世帯の条件：事業を実施する年度の4月1日において次のいずれかに該当する世帯 ①夫婦の年齢若しくは夫婦いずれか一方の年齢が40歳未満である者の世帯 ②年齢が16歳未満の子どもがいる世帯（中学生以下）	上限100万円 （宅地購入費の10分の1以内）	政策企画部うんなん暮らし推進課 0854-40-1014
2.住まい	三世帯同居住宅改修支援事業	子育て世帯を含む世帯が、新たに三世帯同居を行う場合に、一定の条件を満たしたうえで持家を改修する場合、改修費用の一部を助成します。（島根県「しまね長寿・子育て安心住宅リフォーム助成事業」への上乗せ助成） 以下の（1）から（3）の全ての要件（※2）を満たす方 (1)申請年度中に子育て世帯を含む三世帯同居を行う方 (2)市に住民登録をしている方または予定している方 (3)世帯員が市内に住宅を所有し、居住していること 【注意事項】 ・改修を行う業者は、市内に事務所を有する事業所に限る ・その他にもいくつかの要件を満たす必要があります	上限30万円 （対象経費の3分の1以内）	政策企画部うんなん暮らし推進課 0854-40-1014
2.住まい	空き家片付け助成事業	空き家の活用促進を目的として、空き家に残されている家財等の片付け費用の一部を助成します。 空き家所有者 (2)地域自主組織、自治会等、NPO法人 （空き家利用希望者のために、空き家を借り受ける場合） 片付けを行う業者は、市内に事務所を有する事業所に限る 居住に必要な部分の片付けに要する経費（消費税を除く） ただし、対象経費2万円以上	上限5万円 （対象経費の2分の1以内）	政策企画部うんなん暮らし推進課 0854-40-1014
2.住まい	市営住宅の入居者支援事業	定住促進住宅（木次東団地、加茂中団地）または特定公共賃貸住宅（瑞光団地、下郡団地）に入居する子育て世帯に対して家賃の減額を行います。 (1)子のいる世帯（中学校卒業までの子） ※上限3人まで (2)夫婦のいずれかが40歳以下の世帯	○定住促進住宅 （木次東団地、加茂中団地） 1世帯5,000円、子1人5,000円 ○特定公共賃貸住宅 （瑞光団地、下郡団地） 1世帯5,000円、子1人10,000円	建設部建築住宅課 0854-40-1065
2.住まい	木造住宅耐震化等促進事業補助金（改修）	地震に強いまちづくりを推進するため、住宅の耐震改修等を支援します。 (1)昭和56年5月31日以前に工事着手された住宅 (2)右記の①、②は島根県木造住宅耐震診断士、 ③、④は市内に本社を有する業者が行うもの 【受付期間】 ・令和4年4月1日から令和4年12月28日	①耐震診断費 上限6万円（対象経費の9/10） ②補強計画（設計）費 上限20万円（対象経費の1/2） ③改修工事費 上限80万円（対象経費の23/100） ④解体工事費 上限40万円（対象経費の23/100）	建設部建築住宅課 0854-40-1065

令和4年度移住定住補助金一覧

分野	事業名	概要・対象者等	料金、補助金等	担当課
2.住まい	木材利用促進事業補助金（新築・増改築）	市産木材を含む県産木材を使って住宅を新築、増改築又は購入される方に対し、市産木材の使用状況に応じて補助をおこないます。	・市産木材使用1㎡あたり2万円かつ1戸当たり上限30万円	建設部建築住宅課 0854-40-1065（2451）
2.住まい	新エネルギー機器導入補助金	太陽光発電システム設置に対して補助金を交付します。		市民環境部環境政策室 0854-40-1033
3.子育て	妊婦・乳児一般健康診査事業	妊婦（14回）・産婦（2回）・乳児（2回）健康診査を公費で受けていただくことができます		健康福祉部健康推進課 0854-40-1045
3.子育て	子ども医療費助成事業	0歳から中学校3年生までの医療費自己負担分を無料とします。		市民環境部市民生活課 0854-40-1031
3.子育て	不妊治療費助成事業	不妊治療を受けている夫婦に対し、治療に要する費用の一部を助成する。また、不育症治療に要する費用についても一部助成を行う。	○一般不妊治療費助成制度 ・助成金額は年間10万円まで、助成期間は初回受診日から起算して3年間。 ○特定不妊治療費助成制度 ・助成金額は、上限75,000円/回、男性不妊治療を行った場合は上限50,000円/回。	健康福祉部健康推進課 0854-40-1045
3.子育て	第3子以降保育料無料化事業（保育所・認定こども園）	子育て世代の経済的負担軽減のため、満18歳未満の児童が3人以上いる世帯のうち、当該世帯の3人目以降の児童にかかる保育料を無料にする。 （対象：0～2歳児 ※3歳以上児は幼児教育・保育無償化制度により保育料無料）		子ども政策局子ども政策課 0854-40-1044
3.子育て	土曜保育料減免	年度を通じて全ての土曜日を休む場合（土曜日に行われる保育所行事への参加は除く）、申請により保育料基準額から2割減免となります。	保育料基準額から2割減	子ども政策局子ども政策課 0854-40-1044
3.子育て	保育所等副食費無償化事業	保育所等に在籍する満3歳から満5歳児クラス（小学校就学前の3年度に相当）の児童の副食費を無料とします。		子ども政策局子ども政策課 0854-40-1044
4.仕事	企業人材確保支援事業	市内事業者の人材不足解消およびUターン促進を図るため、人材不足業種の事業者に対し、正社員として雇い入れたUターン者に支給された転居などにかかる費用を助成します。 【対象業種】 (1)建設業 (2)福祉・介護事業 (3)製造業・ソフト産業・宿泊業 【対象者】 (1)市外からのUターン者を雇入れた事業主 (2)3か月以上勤務させた事業主 (3)入社支度金等を支給した事業主	①Uターン者1人あたり 上限10万円 ②子育て世帯(夫婦いずれかが40歳未満、または16歳未満の子どもがいる世帯) 上限10万円加算  ※1事業主において年3人まで	産業観光部商工振興課 0854-40-1052